

# 平生町立佐賀小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年4月改訂

令和2年3月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体的に取り組める授業づくり、地域とのふれあいを重視した学校行事や人間関係づくり等、未然防止の取組や、毎学期の教育相談週間や週一回の生活アンケート、教育相談箱の設置等、早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での学級指導や全体指導、教職員による情報共有など、早期対応の取組を進めてきた。

こうしたことから、現在のところ、大きな問題は認められないが、「いじめほどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ防止対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」「平生町いじめ防止基本方針」を参酌して「平生町立佐賀小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童や保護者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、学校いじめ対策組織と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る)。

### (3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、町教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ防止対策委員会」を以下のような組織で置き、実働的な組織として活用する。この組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ防止対策委員会

年間3回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・ 構成

校長、教頭、学校運営協議会委員委託者、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、SC  
必要に応じ、SSWなど外部専門家にも参加をお願いする。

・ 役割

【未然防止】

◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議を開催、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校基本方針」に基づく各種取組】

◇ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇ 「学校基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割

○ 生徒指導委員会

学期1回の定例会議、  
全職員

・ 役割

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導等

◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施

◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

○ 生徒指導問題緊急対策委員会

事案発生時の緊急会議

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、関係の教職員

・ 役割

◇ 関係機関への連絡と受指導(平生町教育委員会、平生幹部交番など)

◇ マスコミ対応、報告、問題点の洗い出し、問題の背景の解明 保護者、児童との話し合い 他の児童への指導などいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の方と関わる活動を充実する。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ防止対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

### **未然防止** (いじめの予防)

#### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回のいじめの問題に関する校内研修会を実施する。
- ・ 児童の人間関係を把握し、開発的な援助を行うため、アイ・チェックを活用するなどの取組を行い、児童理解に努める。
- ・ 小中の切れ目のない支援体制を構築するため、幼小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 全ての児童の様子を早目に把握するために、日記や週1回の生活アンケートを活用し、教育相談体制の充実に努める。
- ・ 教職員間でこまめに情報を共有し、たくさんの目で児童の様子を観察したり、声かけをしたりすることで、児童の様子の変化に気づけるようにする。
- ・ 「発達障害を含む、障害のある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童」、「性同一性障害等に係る児童」、「被災児童」等の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ることなど、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

#### (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童の主体的な活動を推進する。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・総合的な学習の時間をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、内容・方法を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AF PYなどを活用した体験活動等を積極的に取り入れ、思いやり

の心や社会性を育む。

(3) 「いじめ防止対策委員会」による評価・検証・改善

当該委員会は、いじめの防止等の取組について、「学校基本方針」の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していくことが求められる。このため、当該委員会に児童の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員に情報共有が図られる体制づくりが欠かせない。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

(5) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

**早期発見**（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

**【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ**

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

**【レベル2】 教育課題としてのいじめ**

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの

**【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ**

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの

\*また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の教育相談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室づくりの取組に加え、教育相談箱の設置や生活アンケートにより、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。
- ・ 毎日のランチルームでの会食、全校朝会、異学年で一緒に授業をする機会などをとらせ、担任だけでなく、たくさんの教員によって児童の様子を細かく観察し、悩みなどの早期発見に努める。また、積極的に声をかけることにより、相談しやすい雰囲気作りに努める。
- ・ 週2回の終礼時や、定例生徒指導委員会の際に、児童についての情報交換を行い、全教職員で情報を共有し、指導に生かせるようにする。

### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。
- ・ 定期的な学校公開日等の設定、学校支援ボランティアとの協働等、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高める。
- ・ 保護者懇談会等においては、開催日時や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

## **早期対応** (現に起こっているいじめへの対応)

### (1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ防止対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ・ いじている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。
- ・ 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず、指導するなど、柔軟な対応も可能。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、いじめ防止対策委員会への情報共有は行う。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (4) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成28年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
  - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

#### (1) 重大事態の判断について

暴力行為や不登校等の事案が、上記の重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から町教委が情報収集し、事実関係を整理した上で、「問題対策連絡協議会」において判断する。よって、学校において重大事態及び疑わしき事案である場合には、速やかに事態発生について町教委に報告し、指導を受ける。

また、児童・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして町教委へ報告する。

(2) 重大事態への対応について

重大事態への対応については、町教委による「問題調査委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行い、いじめの全容解明と早期対応を行う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

(3) 留意事項について

「問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

いじめの重大事態については、県方針、町方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

III 家庭・地域・関係機関との連携

策定した学校いじめ防止基本方針は、HPへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしたり、入学時や各年度の開始時において児童、保護者等に説明を行ったりするなど、学校いじめ防止基本方針の周知・啓発に努める。

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、問題があると認められたときには、随時、学校運営協議会委員や、青少年育成町民会議等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童や保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

平生町立佐賀小学校      0820-58-0024  
代 表   :   教 頭

(2) 関係機関等の相談窓口

- |                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| ○ こどもの人権110番（山口地方法務局）            | 0120-007-110           |
| ○ 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター） | 0120-0-78310           |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）     | 083-987-1240           |
| ○ サイバー犯罪相談電話（山口県警本部）             | 083-922-8983           |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）           | 0120-49-5150           |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）          | 083-933-4531           |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）        | soudan@center.ysn21.jp |